学位論文題名

時効制度の構造と解釈

学位論文内容の要旨

権利の強制的実現に時間的制約を設ける時効制度は、国によって要件(起算点、期間、中断、停止など)・効果(実体権の消滅か、実体権消滅の推定か、訴権の消滅か)に違いはあるが、法律関係を規律するもっとも重要な制度の一つとして位置づけられている。しかし、わが国では、時効制度は総論的問題である時効観ないし存在理由論(根拠・目的論)の対立に加え、時効総則の問題(援用、中断)、各論的問題(取得時効の要件、消滅時効の起算点など)についても学説が複雑に対立している。膨大な判例が蓄積されているが、その整合性と問題点についても理解は一様ではない。このような時効制度の理解の混迷は、時効制度が多元的な存在理由からなるといわれ、それらの存在理由相互の関係、および、存在理由と個々の問題との関係がともに不明瞭なままに議論されてきたこと、また、存在理由と直接の関わりを持たない個別問題においても学説が複雑に対立してきたことによる。そこで、本論文は、個々の時効の問題の妥当な解決のためには、時効制度の本質を掘り下げることが不可欠であるとの考えから、この時効制度の理解の混迷を脱すべく、比較法的視点と判例の実際に果たしている機能をふまえ、時効制度の構造とあるべき解釈を探求し、さらには、現在の債権法改正作業をにらんだ立法的提言を行うものである。

全体の構成は、既発表論文 17 編に一部修正補筆したもの(改題を含む。①「消滅時効制度の根拠と中断の範囲」、②「時効学説の展開と現状」、③「時効の機能の二面性と法的構成の一元性」)、④「時効の援用権者」、⑤「時効援用権者論の展開と検討」、⑥「民法一四八条の意味一時効中断の対象と効力の及ぶ範囲ー」、⑦「取得時効に関する判例法理の展開ー民法典百年の歩みー」、⑧「取得時効と登記」、⑩「消滅時効と除斥期間」、⑪「不法行為損害賠償請求権の二重期間制限の構造ー一期間二起算点の視角ー」、⑫「不法行為損害賠償請求権の短期消滅時効」、⑬「不法行為長期制限期間に関する判例法理一起算点と適用制限ー」、⑭「時効法の国際的動向」、⑮「時効総則の存在意義」、⑯「時効中断および停止の基本構想」、⑰「損害賠償請求権の消滅時効規定の統一」、⑱「債権時効」)と書き下ろし1編(⑨「消滅時効の起算点」)を4部(第1部:時効総論および時効総則上の問題〔①ー⑥論文〕、第2部:取得時効〔⑦⑧論文〕、第3部:消滅時効〔⑩ー⑬論文〕、第4部:時効法の国際的動向と立法的提言〔⑭ー⑱論文〕)に配したものとなっている。

時効の存在理由論は各時効ごとに考えるかどうかもあって多彩であるが、時効は誰を保護しようとする制度かという時効観は、時効を非占有者に所有権(等の権利)を与え未弁済者の債務を消滅させる制度とみる立場(いわゆる実体法説・権利得喪説・権利消滅説)と、所有権者・弁済者であることの立証困難を救済する制度とみる立場(いわゆる訴訟法説・推定説)に大別される。本論文は、時効を義務から解放する制度として前者の立場を採りつつ、推定説がいう立証困難の救済は裏面の目的ないし機能として理解すべきであり、

真の権利者・債権者は本来時効の不利益を受けるべきではないとの考え (いわば純粋な推定説) は権利の永続性を認めることになるため採るべきではないとする (①一③論文)。この考えは、消滅時効と除斥期間等に関する最も包括的な研究書を著し権利消滅の正当化を詳しく説いたスイスのスピロの考えに近いが、それをさらに発展させたものである。すなわち、取得時効も含めて時効は真の権利者の権利を消滅させ (取得時効においては占有者に所有権を与えることにより所有者の所有権を消滅させ)、義務者を義務から解放する制度であるとし、真の権利者や弁済者でありながらその証明が困難である者が時効で保護されるのは、外形的には非所有者としての占有者・未弁済者としてであり、したがって、それは時効の裏面の機能であると位置づけるものである。このように解することにより初めて、時効制度を義務から解放する制度として実体法説の立場から一貫した解釈が可能となる。

この立場は、しかし、権利者から権利を喪失させることを容易にする解釈を志向してよ いということを意味するものではない。時効は権利者保護と義務者保護の対立する要請の 調和を図る制度であるとし、時効要件の充足をもって義務からの解放を優先し、権利者に 権利不行使による権利喪失という不利益を甘受させる制度、換言すると、義務者に義務か らの解放の(ひいては権利者に権利消滅の)計算可能性を与える制度とみるものである。 したがって、この相対立する要請の調和点を求めるという基本的視点は、時効完成の要件 をはじめとして、多くの個別問題の解釈の指導原則となる。具体的には、「裁判上の請求」 (民149条) は紛争の終局的解決につながる債務名義取得につながる権利行使であること を要し、これに当たらないものはいわゆる裁判上の催告として扱うべきである(①論文)。 時効の援用権者については、時効を義務から解放する制度と解することから、義務からの 解放につながらない者は援用できないこととなる。さらに、時効にかかる権利の相手方(義 務者)には時効を援用するかしないかの自由があることから、義務者が第三者との関係で は時効を援用して第三者の義務を免れさせるべき関係にある場合には、その第三者に援用 権が認められるとともに、その援用の効果は当該第三者にのみ及ぶ相対効となることが基 礎づけられる(④・⑤論文)。取得時効については、所有権者であることに争いのない場合 に、その者に取得時効の主張を認めるべきではなく、いわゆる取得時効と登記の問題はこ れを前提にした有効未登記型の解釈を基本に解釈すべきである(③⑦⑧論文)。消滅時効の 一般的な起算点(民166条1項)については、権利行使を現実に期待できる時と解されて いるが、それは通常人を基準に判断されるべきである(⑨論文。724条前段・同後段の関 係については⑪ー⑬論文)。消滅時効と除斥期間は、ともに義務から解放する制度としてそ の存在理由や正当化根拠において同質性を有することになる。したがって、従来、消滅時 効と除斥期間の相違点としていくつも挙げられていたものが、除斥期間とされるものに画 一的に全てあてはまるというものではなく、援用の要否を主要な相違点として把握すべき である(⑩論文)。また、母法をもたない民法 148 条の意味についても、同条制定の沿革 等と時効制度ないし法律関係の基本的な仕組みから、従来のいわば中断の効力の及ぶ人的 範囲に関する規定であるとの理解とは異なり、いわば物的範囲に関する規定であるとの新 しい見方が示される(⑥論文)。最後に、これらの分析と、近時の時効法の国際的動向 (UNCITRAL 時効条約、イギリス一九八〇年出訴期限法、オランダ新民法、ケベック新 民法、ヨーロッパ契約法原則、ドイツ改正民法、パヴィアヨーロッパ契約法典草案、ユニ ドロワ国際商事契約原則、共通参照枠草案、フランス改正民法の時効法)の共通性と各法 の独自性、および、債権法改正案である債権時効の内容の検討を通して立法的提言を行な い、よりよい時効制度の獲得を目指そうとするものである(⑭-⑬論文)。

学位論文審査の要旨

主 查 教 授 瀬 川 信 久 副 查 教 授 吉 田 克 己 副 查 教 授 藤 原 正 則

学位論文題名

時効制度の構造と解釈

時効は、少し以前には公害・労災等の損害賠償請求訴訟において、近時は倒産や求償の場面で、多数の裁判例が出された裁判実務の重要問題である。現在はこれに加えて、諸外国やわが国の民法改正の焦点になっている。しかし、時効制度は他方で、古くから学説が対立し多数のドグマが蓄積している問題でもある。本論文は、このような実践的に重要でありながら議論が錯綜している時効制度を包括的に検討し、計算可能・予測可能な制度として再構築しようとする研究である。

この目的のために、本論文は、時効制度の広範な問題を、(a) 時効制度の存在理由や時効観に関する総論的な問題、(b) 援用権者・中断事由といった取得時効と消滅時効に共通する総則的な問題、(c) 個別の具体的解釈論という各論的な問題の3つの層に分ける。そして、(a) (b) の問題を第一部で、(c) のうち取得時効に関する問題を第二部で、消滅時効に関する問題を第三部で取り上げ、これまでの立法・判例・学説を分析・検討し、時効法の混迷を整序して透明性の高い時効法規範を提示する。第四部では、以上の法解釈学研究を基礎に、近時の国際的動向と法改正を紹介・検討し、現在進行中の民法(債権法)改正論議に対し立法論の提案を示す。

第一部では、まず総論的問題として、未弁済者の債務を消滅させ非占有者に所有権等の権利を与える制度とみる時効観(実体法説)と、所有者・弁済者であることの証明困難を救済する制度とみる時効観(訴訟法説)の対立を検討する。その結論として実体法説を採り、時効制度の目的は義務からの解放であり、立証困難の救済は時効の裏面の機能だとする。そして、権利者保護(義務は履行されるべしという要請)と義務者保護(義務者も永遠に不安定な状態に置かれるべきでないという要請)の調和点を探究することを解釈の指導原則とし、この立場から、総則的・各論的な諸問題について解釈論を提示する。

その主なものをあげると、第一部の後半で、紛争を終局的に解決する債務名義取得につながる権利行使のみを「裁判上の請求」とし、そうでない応訴や消極的確認訴訟などはいわゆる「裁判上の催告」とする。また、援用権者の範囲につき、①原則として、時効によって義務を免れる者のみであるが、②直接の当事者が第三者のために援用すべき関係にある場合には第三者も時効を援用することができ(その援用の効果は当該第三者にのみ及ぶ)、また、③直接の当事者が第三者のために援用すべき関係にない場合でも、第三者に援用権を認めるべき特別の理由がある場合にはその第三者も援用できるとする(援用権者

の三基準説)。第二部では、取得時効について、所有者であることに争いがない場合には 取得時効の主張を否定すべきだとし、そのことを前提に取得時効と登記の問題は有効未登 記型の解決を基本とすべきだとする。第三部では、消滅時効について、その起算点たる権 利行使を期待できる時は通常人を基準に判断すべきだとし(通常人基準説)、消滅時効と 除斥期間はともに義務から解放する同質的な制度と捉えて主要な相違を援用の要否に限定 し、不法行為損害賠償請求権の消滅時効では 724 条前段の期間 3 年をベースとし、期間 20 年を主観的な起算点が未到来の場合に備えた消滅時効期間とし、また、いちど中断した後 は3年の消滅時効期間に統合されるとする(一期間二起算点説)。

第四部では、まず、1970 年代半ば以後の時効に関する条約・各国の立法と改正案・モデル法(10 件)を取り上げ、近時の国際的動向を、消滅時効の要件・効果、時効総則の有無、時効観の観点から分析・検討する。そのうえで、わが国の時効法改正に対し、取得時効と消滅時効に共通する総則を置くこと、現行の中断事由の多くを停止事由とすること、損害賠償請求権の消滅時効規定を統一することなどを提言する。(例えば、現行の権利行使型の中断事由を全面的に停止事由とし、また交渉も停止事由に加えつつ、再進行事由を除いて停止はすべて完成停止とするなど)。

本論文は、時効法研究として次の点で大きな価値を有するものである。

第1に、時効をめぐる諸問題を網羅的に取り上げ、民法典起草者以来の学説と判例を丹念に分析整理し、時効制度全体の優れた概観を与えると同時に、積極的に多数の重要問題につき具体的な法解釈論を提言し、その包括的な再構築を提示している。その際に、時効制度の多岐にわたり錯綜している論点を、総論、総則、各論の3つの問題層に分け、時効の存在理由・時効観と整合的な形での個別問題の解決を探究するなど、問題群相互の関連と個々の問題解決の整合性を重視した時効理論を提示している。

第2に、個々の法律論においては、論理的整合性を追求するとともに、上記の権利者保護と義務者保護の調和点という観点から分析を重ねている。緻密な利益分析に基づく解釈論のなかでも、権利行使型中断事由を債務名義取得のための権利行使ととらえる見解、中断の範囲についての確定的中断と暫定的中断の区別とその基準、時効の援用権者についての三基準説、148条(中断の効力の範囲)についての物的範囲説、所有者の取得時効否定説、消滅時効の起算点についての通常人基準説、不法行為損害賠償請求権の消滅時効一期間二起算点説等々は、学界にインパクトを与え、次第に大きな支持を得ている。

第3に、本論文は、大審院、最高裁、下級審をあわせて500件に及ぶ判決例を網羅的に分析している。それは、上記の個別の提案を、実務家がしばしば依拠する法律論にしており、実際にも、中断の効力の範囲に関する本論文の主張は判例に採用されるに至っている。

第4に、第四部における国際的動向を広く視野に入れ妥当性を慎重に吟味した立法提言 は、民法改正論議に対する貴重な提言である。

本研究には、独創的であるがゆえに若干の違和感を与える点もある。しかし、これまでの学説が十分考察せずに前提としてきたところを鋭く突いているためであって、一般の学説が考えるところを広くすくい取りつつ緻密に利益分析する論旨は、独創的であると同時に普遍的な説得力をもっている。

以上より、本論文は、完成度がきわめて高く、従来の時効研究を大きく前進させる画期 的な研究成果であり、審査員は一致して、博士(法学)の学位を授与するに相応しいと判断した。